

司法通訳人の感情労働に関する一考察 －長尾ひろみ氏の職業倫理に照らして－

佐藤麻衣^{*1}

要約

日本語を解さない外国人が日本で罪を犯した場合、言葉を仲介する通訳人を要する。裁判では、関係する人々の感情がうごめく。本稿では、裁判という非日常的な環境において、通訳に従事する「司法通訳人」がどのように感情をコントロールしているのか、またどのような感情の表出を求められているのかについて言及するものである。言い換えれば、司法通訳人の「感情の操作性」に関する探究である。

そこで、長尾氏が提示した「司法通訳人の職業倫理」と感情労働の判明事項といえる「感情労働の一般原理」（内包的概念と根本的11要因）との照合により、司法通訳人の感情労働について明示する。それにより、司法通訳人独自の感情労働、すなわち、自身の感情を抑制することで、法廷で「透明人間」（渡辺氏の比喩的表現）として振る舞う司法通訳人の感情労働が明らかとなった。

したがって本稿は、職業倫理から捉えた、司法通訳人の感情労働に関する考察である。

はじめに

日夜放送されているニュース番組を見てみると、殺人、放火、暴行、虐待など、痛ましい事件を目にすることがある。このようなニュースを見て、思わず犯人に怒りを覚えることや被害者に同情した経験はないだろうか。

周知の通り、ある事件に対して、誰が犯人なのか、そしてどの程度の罰を与えるべきなのかを、法に基づき判断するその手続きを裁判という。事件解決のために、事件の背景や動機、事件関係者の心情を明らかにする裁判では、同情や共感、拒絶や怒りといった感情が芽生えやすい。したがって、裁判に関わる多くの人々が自身の感情に何らかの影響を受けているであろうことは想像に難くない。

司法通訳人は、このような裁判という環境のなかで、関係者が話す言葉をもう一方の言語に変換して伝える役割を担う。そこには、被告人や被害者への感情移入や同情、共感、蔑視など、さまざまな感情が湧き起こるのであろう。

本稿は、外国人の裁判における通訳人、すなわ

ち、司法通訳人の感情労働について報告するものである。その着眼点は、職業倫理にある。したがって本稿は、司法通訳人の職業倫理に感情労働概念を援用することによって見えてくる司法通訳人の感情労働に言及するものである。

そこでまずは、司法通訳人の感情労働を探る手がかりとして、司法通訳人に関する先行研究、すなわち長尾ひろみ氏の「司法通訳人の職業倫理」に着目することとした。

1. 司法通訳人とは

司法通訳人について、先行研究からの記述を以下にまとめる。

外国人裁判において通訳業務を担う人を示す言葉として、司法通訳人、法廷通訳人、という用語が使われている。一般社団法人日本司法通訳士連合会^{†1)}によると、司法通訳人は、法廷通訳人、弁護通訳人、捜査通訳人の総称であるとされている^{†2)}。また、長尾氏は、「『司法通訳』とは、おおまかに言えば、違法行為を摘発し、その有無を確認して一定の制裁

*1 川崎医療福祉大学 医療福祉マネジメント学部 医療秘書学科
(連絡先) 佐藤麻衣 〒701-0193 岡山県倉敷市松島288 川崎医療福祉大学
E-Mail: mai@mw.kawasaki-m.ac.jp

を科す手続が必要とされる通訳を総称するもの」¹⁾であり、「入管から法廷までの司法の分野で通訳をする人を司法通訳人と総称し、その中でも特に裁判での通訳を担当する人を『法廷通訳人』と呼ぶ」¹⁾と述べている。そして、「司法通訳とは警察、検察庁での取り調べ、裁判所での審理等において被疑者、および被告人と捜査官や法曹三者との言葉が通じないために仲介役として存在するものである」²⁾としている。

以上のことから、司法通訳人は、外国人が関与する事件において、被疑者および被告人、法曹三者（弁護士、裁判官、検察官）など裁判に関係する人々の言語的仲介となる通訳人の総称である、といえる。本稿は、法廷のみではなく、外国人裁判に関わるすべての通訳業務における通訳人の心情をとらえることを狙いとする。したがって本稿では、「司法通訳人」という用語を使用することとする。

2. 司法通訳人の職業倫理

司法通訳人に関する文献のなかに、職業倫理に言及しているものがあるが、長尾氏がそれに当たる。長尾氏は、司法通訳人について、「一般通訳業務と異なり、一人の人間の人生に関わる重大な決定が

なされる厳粛な場での通訳である。そこにプロフェッショナルとしての通訳人が存在するためには、心に留意し遵守すべき項目が幾つかある」¹⁾（一部の文章表現は筆者による）と述べ、アメリカ合衆国の13州あまりの州司法当局が採用している「モデル倫理規定（Model Code of Professional Responsibility for Interpreters in the Judiciary）」と「連邦公認通訳人のための職業倫理規定（Code of Professional Responsibility of The Official Interpreters of The United States）」を参考に、13項目からなる司法通訳人の職業倫理が提示されている。この記述から読み取れることは、司法通訳人は、人の人生を左右する裁判において通訳業務を行う。それ故に、司法通訳人としてのあり方を問われる、ということになる。なお、アメリカ合衆国および長尾氏による職業倫理について項目のみ抽出し、以下のとおり表1としてまとめた。

ところで、なぜ職業倫理に着目したのか、その意義について私見を述べる。職業倫理を定めている職業・職種を概観すると³⁾、職業倫理は、その職業・職種が守るべき道徳性と、果たすべき責任や役割を定めたものであるといえるであろう。このことから、司法通訳人の職業倫理は、司法通訳人が守るべき道

表1 司法通訳人の職業倫理

アメリカ		日本
モデル倫理規定	連邦公認通訳人のための職業倫理規定	長尾氏による倫理項目
1. 正確性と完全性	1. 司法の利益尊重義務	1. 完全性
2. 資格等の完全開示	2. 法廷秩序尊重義務	2. 正確性
3. 公正と利益相反回避	3. 司法の信用維持義務	3. 公正と利益相反回避
4. プロフェッショナルたる言動	4. 守秘義務	4. プロフェッショナルたる言動
5. 守秘義務	5. 利益相反告知義務	5. 守秘義務
6. 意見表明の制限	6. 通訳妨害報告義務	6. 意見表明の制限
7. 業務の範囲	7. 助演専念義務	7. 業務の範囲
8. 業務遂行に関するアセスメントと障害事由のレポート	8. 中立義務	8. 業務遂行に関するアセスメントと報告の義務
9. 通訳妨害の申告	9. 「職務外コンタクト」禁止	9. 業務遂行に関する障害事由のレポート
10. 専門性の向上	10. 助言禁止	10. 通訳妨害の申告
	11. ①通訳辞退義務	11. 中立性
	②厳正通訳義務	12. 助言禁止
	③批判受忍義務	13. 専門性の向上
	④適正通訳環境保持義務	
	12. 規定外報酬禁止	
	13. 相互協力義務、地位利用禁止	
	14. 倫理規範遵守義務	

出所：渡辺修，長尾ひろみ（1998）『外国人と刑事手続—適正な通訳のために—』をもとに筆者作成

徳性と司法通訳の社会的責任および役割を表したものであるといえる。したがって、職業倫理への探究は、司法通訳人のあるべき姿への問い、すなわち司法通訳人に対する人間理解的方法の探求に通じる。つまり、司法通訳人のあるべき姿を規定した職業倫理は、司法通訳人の行動や態度について定めたものであり、その行動や態度の中には倫理観に照らして感情（精神）をどう制御すべきか、といった感情の操作性についても言及している。

以上のことから、職業倫理に着目することは、司法通訳人の感情労働を捉えることにつながると推察する。したがって、本稿において、職業倫理の観点から感情労働に迫ることは意義があると考えられる。

そこで、次章では、長尾氏の措定した13項目を具体的にみていくことにより、そこに内在するであろう感情労働の存在可能性について論じる。

3. 司法通訳人と感情労働に関する試論

前章までに、司法通訳人の定義とその職業倫理を概観した。本稿の目的は、司法通訳人の感情労働の探究にある。そこで、本章では、まず感情労働概念を振り返り、次に司法通訳人の職業倫理と感情労働概念とを照合する。

筆者は、「感情労働の本質に関する試論—A. R. Hochschildの所論を中心として—」（2012）という論文において、感情労働の判明事項を見出し、「内包的概念」と「根本的11要因」を明示した。そして、この2つを総称して筆者は「感情労働の一般原理」と称した。

ここで、感情労働の一般原理について振り返り、以下にまとめる。

感情労働を提示したホックシールドは、感情労働時において感情規則（feeling rules）³⁾、感情作業（emotion work）³⁾、感情管理（emotion management）³⁾、表層演技（surface acting）³⁾、深層演技（deep acting）³⁾の5つが存在し用いられると説いている。そこで、感情規則とは、「組織または個人が、その職業に対して何が適切な感情であるか、また、それはどのように表現されるべきであるかを規定したもの」⁴⁾である。感情作業とは、「感情労働を行う個人が自らの感情を用いてまたはコントロールして仕事を行うこと」⁴⁾である。感情管理とは、「自身の感情が、その場において適切であるかを認識し、観察可能な表情や身体表現をつくるために自身の感情を管理する行為」⁴⁾である。そして、感情を管理し、その表出に関する概念として、表層演技と深層演技が登場する。表層演技とは、「外見上の感情を意識的に変化させること」⁴⁾であり、も

う一方の深層演技とは、「その場に合った適切な感情を、自分の内面の感情に働きかけ、自分の内面から感情を表出すること」⁴⁾である。筆者はこの5つの概念を「内包的概念」と称した⁴⁾。

次に、感情労働の根本的11要因について述べる。感情労働は、①「感情」と②「労働」という個別の用語から成り、ホックシールドはこの二つを結合させて新たな意味の概念を提唱した。次に、感情労働は、個人対個人の関係性、すなわち、③「対人（対面）関係」から発生する事象である。そして、この関係においては、自分が相手に表現する感情、すなわち④「自分の感情」と、相手が自分に表現する感情、すなわち⑤「相手の感情」が存在する。このように、個人対個人の関係が、人脈化して組織化され、個人を取り巻く環境を創出する。これが、⑥「人間関係」となる。また、「自分の感情」の中には、自分の心の奥にある感情、すなわち⑦「自分の内なる感情」が内在する。

上述のように、対人（対面）関係から生じる感情労働には、⑧「主体」と⑨「客体」という関係性が存在する。「主体」とは、「相手の感情に影響を与え、相手に適切あるいは不適切な感情を導く人」⁵⁾である。一方、「客体」とは、「主体から投げかけられた感情を受け取る人」⁵⁾である。そして、感情を受け取る人は同時に感情を発する人となり「主体」となる。このように、感情労働における「主体」と「客体」は、場面や時、状況、話の内容、要求、相手の態度や意図等々によって互いに入れ替わる。したがって、感情労働は、対人関係における両者間で相互作用し、その場に依りて「主体」と「客体」の立場は転換する、といえる。また、自分と相手の感情が相互作用するとき、主体と客体という関係性が成り立ち、そこから発生する力量により、感情に変化が生じる。つまり、相互作用の結果の⑩「感情変化」である。そして、個人の感情が組織に持ち込まれるとき、その感情は組織による管理の対象となる。これは、⑪「組織の権限によりコントロールされる個人の感情労働」といえる。

以上が感情労働の一般原理であった⁵⁾。本稿では、この一般原理に準拠し、その原理を司法通訳人の職業倫理に照射して、司法通訳人の感情労働を探究するものである。

3.1 完全性

「通訳人は完全な通訳を行わなければならない。述べられたことについて、修正、割愛、付加をしてはならず、かつ説明を加えてはならない」¹⁾すなわち、司法通訳人に求められる「完全性」である。

つまり司法通訳人は、話し手の言葉のそのままを

もう一方の言語に変換して伝えなければならないのである。長尾氏は、「何も分らずに恐怖におののいて座っている被告人を見てると、全てを通訳してあげたい衝動にかられるが、何を通訳するかは裁判官の指示を待つべきである」¹⁾と述べている。この記述からは、恐怖を抱いている被告人は、司法通訳人にとっては「相手の感情」であり、それを受けて「感情変化」した司法通訳人は、「全ての対話を通訳してあげたい」という「自分の感情」が現れている。この時、被告人は感情労働の「主体」であり、主体によって感情変化した司法通訳人は「客体」となる。

また、司法通訳人の業務について、「通訳人は裁判所に雇われており、裁判官の指示に従った通訳をすることが業務であるので、指示されない勝手な通訳、解説は基本的にはしてはならない」¹⁾という記述がある。つまり、司法通訳人は、裁判所に雇われて「労働」をしており、その統括は裁判官にある。したがって、被告人に同情して「全てを通訳してあげたい」と思っても、裁判官の指示なく通訳できない司法通訳人の感情は、「自分の内なる感情」として、被告人に表現されることはない。そして、このことは、「組織（裁判所）の権限によってコントロールされる個人の感情労働」である、といえないだろうか。

3.2 正確性

「通訳人は正確な通訳を行わなければならない。述べられたことについて、修正、割愛、付加をしてはならず、かつ説明を加えてはならない」¹⁾すなわち、司法通訳人に求められる「正確性」である。

司法通訳人は、正確に通訳しなければならない。つまり、裁判官等の言葉を勝手に解釈して、省略したり簡単な言葉に置き換えたりしてはならないのである。

不正確な通訳の原因として、長尾氏は「通訳人の不注意、勉強不足、親切心などが正確な通訳から遊離させてしまうことになりかねない」¹⁾と述べている。司法通訳人が被告人の立場に立ち、良かれと思って言葉を簡略化したり、付け加えたりしたくなる「親切心」は、「対人（対面）関係」から生じた司法通訳人の「感情」である。しかし、通訳の「正確性」を保つためには、その感情は抑制されなければならない。

3.3 公正と利益相反回避

「通訳人は公正であり偏見を持ってはならない。また、偏見があると受け止められる行為も慎まなければならない。通訳人は、利益相反が現にあり、またはその見込みがある場合には、これを開示しなけ

なければならない」¹⁾すなわち、司法通訳人に求められる「公正と利益相反回避」である。

司法通訳人は、被告人との関係において、以前に別の裁判で通訳をしたことがある、などの面識がある場合、申し出なければならないのである。これは、司法通訳人が被告人に対して、他者からの情報によって左右されることなく、また偏見をもつことなく公正な通訳をするためである。先入観や他からの情報によって「感情変化」した司法通訳人は、公正な通訳ができない可能性がある。

3.4 プロフェッショナルたる言動

「通訳人は、法廷の威厳を損なわない態度で振舞わなければならない、また出来るだけ妨げとならないようにしなければならない」¹⁾すなわち、司法通訳人は通訳を介したプロフェッショナルな態度で臨む介在者である、と解せられる。

これは、被告人の人生を左右する法廷において、司法通訳人はどのように振る舞うべきか、その態度について言及した項目である。前項のように、「完全性」や「正確性」を求められる司法通訳人は、プロフェッショナルとしての態度で通訳に臨まなければならない。厳粛な場である裁判において、通訳する司法通訳人は、「法曹三者に圧倒されることなく、言葉を変換できるプロとして、また法曹三者のパートナーとしての意識と威厳を保つことも必要であろう」¹⁾と長尾氏は述べる。したがって、司法通訳人は、プロフェッショナル意識のもとに、立ち居振る舞いや態度、他者との対応をしなければならない。このことは、司法通訳人の「表層演技」および「深層演技」といえよう。

3.5 守秘義務と意見表明の制限

①守秘義務

「通訳人は、権利で保護されている情報その他秘密としなければならない情報の秘匿性を守らなければならない」¹⁾すなわち、これは司法通訳人に求められる「守秘義務」である。

②意見表明の制限

「通訳人は、提供する情報が権利で保障されておらず、法が秘匿することを求めている場合であっても、現に関与し、または関与した事項について、公然と議論し、報告し、または意見を表明してはならない」¹⁾すなわち、これは司法通訳人に求められる「意見表明の制限」である。

これらの二つの項目は、知り得た情報の秘匿性に関する定めである。裁判で知り得た情報は口外してはならず、関与した事柄について議論したり、それに関して意見を述べたりしてはならないのである。

長尾氏は、「裁判になる事件の内容は、一般の人

間にとって、普通の生活では体験しないようなことばかりである。しかも、サスペンスに満ちたストーリー性のあるものもある。(中略)通訳者はそのストーリーの中に入りながら通訳するのであるから、まさにサスペンスドキュメンタリーのテレビ番組を解説しているようなものである¹⁾と、司法通訳人が置かれる非日常性について指摘している。非日常的でドラマチックな裁判を見聞すると、誰かに話したいという気持ちが芽生えることもある。このことから、誰かに言いたい気持ちを我慢して、守秘義務を順守する司法通訳人の感情のコントロール、すなわち「感情管理」が見てとれよう。

3.6 業務の範囲と業務遂行に関するアセスメントと報告の義務

①業務の範囲

「通訳人は、法廷の任命する通訳または翻訳のみに従事しなければならない。通訳人の業務遂行中、通訳または翻訳と異なる役務を構成すると解釈される活動に関与してはならない」¹⁾すなわち、司法通訳人に求められる「業務の範囲」に関することである。

②業務遂行に関するアセスメントと報告の義務

「通訳人は、常に自己の役務を提供する能力に関するアセスメントを行い司法当局に直ちに告知しなければならない」¹⁾すなわち、司法通訳人に求められる「業務の点検と報告」に関することである。

これらの二つの項目は、司法通訳人の業務の範囲、点検、報告に関する規定である。したがって、これらの項目から、司法通訳人の感情労働を捉えることは至難であり、感情的側面は表出不可能である。

3.7 業務遂行に関する障害事由のレポートと通訳妨害の申告

①業務遂行に関する障害事由のレポート

「通訳人は、自己の任務を完全に充足する上で妨げとなる事情がある場合、適切な司法当局にその事情を直ちに告知しなければならない」¹⁾すなわち、司法通訳人は「レポート」(告知)の義務を果たさねばならない。

②通訳妨害の申告

「通訳人は、法律一般、通訳倫理、その他法廷通訳および法律関連の翻訳について定める公式の指針に従うことを妨げる働きかけがある場合、適切な司法当局に申告しなければならない」¹⁾すなわち、司法通訳人に求められる「通訳妨害の申告」に関することである。

これらの二つの項目は、通訳を妨げる要因について言及している。通訳の妨害となるものについて長尾氏は、「通訳をする上で妨害になる働きかけとは

外からの圧力のことであるが、法廷内と法廷外がある」¹⁾と述べている。法廷内の圧力として、「検察官や弁護人の質問に対して被告人が的確に返事をしない状況はよくある。曖昧な返答は曖昧にしか訳しようがなく、つじつまの合わない訳になってしまう。その問答にいらいらする当事者が、時々通訳人のせいにして、通訳人を非難する場合がある」¹⁾。また、法廷外の圧力として、裁判関係者から脅しともとれる電話がかかってきたという事例がある。このように、司法通訳人が問題のない通訳をしていても、法廷内外からの妨害によって正しく通訳できない環境となる場合がある。

上述の法廷内での妨害の場合、被告人が的確な返答ができないことを、司法通訳人のせいとされている。これは、司法通訳人の感情(自分の感情)を傷つける事象である。これにより、腹を立てたり、悲しんだりする司法通訳人の「自分の内なる感情」が内在する。そして、司法通訳人にそのような「感情変化」をもたらした当事者は、感情労働の「主体」であり、それに対する司法通訳人は「客体」となる。

3.8 中立性

「通訳人はいかなる個人的偏見も示さず、また中立性を損なうと疑われる態度も表すことなく、正確かつ忠実に通訳する」¹⁾すなわち、これは司法通訳人としての「中立性」である。

司法通訳人は、正義感や同情心などの感情によって、被告人や被害者に感情移入することなく、中立性を保たなければならないのである。

長尾氏は、「法廷には4人の話者がいる(被告人、裁判官、弁護人、検察官)。通訳人は1人4役をこなせる役者でなければならない。その4者のどちら側にもつかず中立でなくてはならない」⁶⁾と述べている。司法通訳人は、それぞれ立場の違う4者の通訳をおこなう。その中で、誰の味方をするでもなく、正確に忠実に通訳しなければならない。いうなれば、4者とは違う新たな第5者として存在し、かつその存在をアピールしてはならないのである。このことから司法通訳人は、被告人、裁判官、弁護人、検察官という4者の「人間関係」の中にあり、法廷ではそれぞれと「対人(対面)関係」にある。また、「通訳をしながら、びっくりしたり、驚いたり、また、被告人に同情したりしてしまう。逆に、被告人に怒りを覚えることもあるだろう。しかし、そうした内心の感情を裁判中ではもとより被告人がいるどんな場面でも、顔や態度に出したりしてはならない」⁶⁾と長尾氏は述べる。これは、司法通訳人の「感情」の動きについての記述である。このことから、司法通訳人が厳守すべき「感情規則」が見てとれる。つま

り、いかなる感情（自分の内なる感情）が芽生えても、それを表出してはならないのである。そのためには、司法通訳人の「表層演技」「深層演技」による「感情管理」が求められる。また、この引用文には、被告人によって「感情変化」した司法通訳人の感情（自分の感情）が表現されている。

3.9 助言禁止

「通訳人はどの裁判当事者または個人に対しても、いかなる種類の助言も与えず、法廷においていかなる個人的見解も表明してはならない」¹⁾ すなわち、これは司法通訳人の「助言禁止」である。

司法通訳人は通訳中、助言や意見を述べることはできない。してはならないのである。

当事者が判決を理解していなかったり、緊張している被告人を前にしたりすると、司法通訳人は自身の経験や知識から助言や解説をしてあげたくなることがある。しかし、法律家ではない司法通訳人は、弁護士や裁判官の指示なく勝手な通訳をしてはならない。

この事象を、感情労働概念を用いて説明すると、司法通訳人が助言や説明を加えたくなるのは、被告人によって「感情変化」が生じたためである。また、裁判所に雇われ、裁判官の統括下にいる司法通訳人には、「組織（裁判所）の権限によりコントロールされる個人の感情労働」があるといえる。つまり、司法通訳人は、統括者である裁判官の指示のもとで、適切な通訳をすることを求められる。そのためには、司法通訳人は「自分の感情」をコントロールして、被告人に対する親切心を表出しないという感情労働となる。

3.10 専門性の向上

「通訳人は、普段に自己の技能、知識を向上させなければならない。また、専門的な訓練と教育、他の通訳人及び関連領域の専門家との交流などの活動を通じて職務の発展を促さなければならない」¹⁾ すなわち、司法通訳人は「専門性の向上」を図らねばならない。

長尾氏は、「司法の現場で通訳する通訳人は謙虚に自らが法律用語に精通していないことを自覚し、知識を得る努力が必要である」¹⁾ と述べている。このように、法律家ではない司法通訳人は、裁判で使われる「専門用語」への理解を深めるために、自己の能力及び知識の向上に努めている。なお、本稿においては、司法通訳人の能力及び知識の向上の観点に立つ感情労働の側面については捉えていないが、本件については今後の課題としたい。

本章では、先述した感情労働の一般原理をもとに、

職業倫理13項目を一つずつ見てきた。このことは、13項目から司法通訳人の感情的側面を抽出する作業であった。それにより、感情労働の存在が可視化できるか、その可能性を試みた。

そこで、職業倫理から捉えることが出来たと思われる司法通訳人の感情労働に関する判明事項について以下に述べる。

- ①長尾氏による13の倫理項目の、すべての項目から感情労働概念を拾い出すことはできなかった。先述のとおり、「業務の範囲」「業務遂行に関するアセスメントと報告の義務」「専門性の向上」の3項目からは、感情的側面を読みとることができなかった。
- ②司法通訳人は、通訳の対象者（被告人、検察官、弁護士、裁判官）が発した言葉をそのまま通訳しなければならず、勝手に言葉を加除してはならない。また、言葉や態度に司法通訳人の感情を表出してはならない。したがって、司法通訳人の感情は抑制されなければならないといえる。
- ③司法通訳人は4者（被告人、検察官、弁護士、裁判官）の通訳をおこなう。そのため、1人4役をこなせる役者でなければならない。また、4者のどちら側にもつくことはできない。したがって、正義感や同情心などの感情により、当事者に感情移入することなく、中立の立場から通訳しなければならないのである。

以上のことから、司法通訳人は自身の感情をコントロールして、芽生えた感情を抑制する感情労働をしているといえるであろう。特に裁判という状況では、同情や共感、拒絶や怒りといった感情が生じやすく、湧き起こる感情を制御しながら脇役に徹して通訳するという、司法通訳人独自の感情労働があるといえる。

おわりに

本稿は、司法通訳人の職業倫理を着眼点とし、感情労働概念との照合により、司法通訳人の感情労働を捉えた。

司法通訳人を取り巻く環境は、被告人、検察官、弁護士、裁判官と広範囲である。したがって、法廷においては4者との対人（対面）関係にあり、被告人の家族や裁判関係者などといった多様な人間関係の中に、司法通訳人が介在していることがわかった。そうした中で通訳する司法通訳人の感情労働を次のように説明できるであろう。

①司法通訳人は、4者それぞれの感情が渦巻く中で通訳をしている。②そのような状況の中で、司法通訳人は、自身の感情や意見を相手に表現すること

なく言葉と言葉の仲介役に徹しなければならない、ということである。

渡辺氏は、正確な通訳のための理想的な通訳人のあり方について「通訳人＝透明人間」⁶⁾と換言表現をしている。この表現の意味することは、司法通訳人は、表情を変えずに冷静に、淡々と正確に、かつ裁判の流れを妨げることなく通訳することが理想であるというのである。この表現は、司法通訳人の感情労働についての的確に表しているといえよう。司法通訳人が透明人間であるためには、どのような感情が湧き起ろうとも、自身の感情をコントロールして感情を表出しないようにする、という司法通訳人独自の感情労働があると解せられる。したがって、自身の感情を抑制するということが、司法通訳人の

感情労働の特徴であるということは、間違いでないように思われる。

司法通訳人に関する研究は、わが国の司法通訳人が制度的に確立されていない現状にあり、わが国において未だ十分な研究段階にない。また、筆者自身も緒についたばかりである。しかも、先行研究からは、感情労働との関連性を問う文献は見あたらない。したがって、今後は、さらなる文献研究を深め、法律学や通訳学の知見を借りて、司法通訳人と彼らを取り巻く環境についてより理解を深めたい。そして、司法通訳の事象からの的確に感情労働概念を抽出するための質問項目を作成する。その上で、司法通訳人へのインタビュー調査を行い、司法通訳人の感情労働に関する研究の深化を図りたいと考えている。

注

- †1) 日本司法通訳士連合会 (JLIA) は、2009年 (平成21年) に司法通訳人および司法関係者が自発的に設立した団体である。本団体の目的は、「司法通訳人の能力を高め、また司法通訳制度を充実させることにより、よりよい司法的解決に資するとともに、日本人や外国の方々の人権確保に寄与すること」である。(一般社団法人日本司法通訳士連合会ホームページより引用：http://www.j-law-interpret.com/about_us/index.html)
- †2) 日本司法通訳士連合会によると、法廷通訳人は、「裁判所の指揮のもと、主に法廷で通訳を行なう者」であり、弁護通訳人は、「弁護士が刑事弁護活動をする際に通訳を行なう者」である。そして、捜査通訳人は、「検察・警察等が刑事事件を捜査する際に通訳を行なう者」であるとしている。(一般社団法人日本司法通訳士連合会ホームページより引用：<http://www.j-law-interpret.com/about/index.html>)
- †3) ここでは、3つの職業・職種の職業倫理について紹介する。①日本医師会が2008年に改訂した、医師の職業倫理である「医の倫理綱領」。②日本弁護士連合会が2004年に定めた、弁護士の職業倫理といえる「弁護士職務基本規程」。③日本看護協会が2003年に作成した、看護師の職業倫理である「看護者の倫理綱領」がある。
- †4) ホックシールドの原著には、これらの5つの概念は存在するが、定義的で纏まりのある形での記述・表現は見当たらず、原著の各頁に概念の説明が散在しているという記述の仕方である。したがって、本稿では5つの概念の説明として、ホックシールドの原著の各頁から、また関連先行研究から取り纏めて、筆者が概要を記したものである。
- †5) 感情労働の判明事項の詳細については、「佐藤麻衣、今林宏典：感情労働の本質に関する試論—A. R. Hochschildの所論を中心として—。川崎医療福祉学会誌, 21(2), 276-283, 2012。」および「佐藤麻衣：医療秘書の感情労働に関する基礎研究—理論的枠組構築への試行—。ビジネス実務論集, 31, 37-45, 2013。」を参照されたい。

文 献

- 1) 渡辺修, 長尾ひろみ, 水野真木子: 司法通訳 Q&A で学ぶ通訳現場。初版, 松柏社, 東京, 11-19, 136-188, 2004.
- 2) 長尾ひろみ: 司法通訳の難しさ—人権を守るために言葉の障壁をどう越えるか。言語, 38(3), 52-55, 2009.
- 3) A.R. ホックシールド. 石川准, 室伏亜希 (訳): 管理される心—感情が商品になるとき—. 初版, 世界思想社, 京都, 14-15, 19, 36, 2000. (Arlie Russell Hochschild: *THE MANAGED HEART—COMMERCIALIZATION OF HUMAN FEELING*—. University of California Press, California, 1983.)
- 4) 佐藤麻衣, 今林宏典: 感情労働の本質に関する試論—A. R. Hochschildの所論を中心として—. 川崎医療福祉学会誌, 21(2), 276-283, 2012.
- 5) 佐藤麻衣: 医療秘書の感情労働に関する基礎研究—理論的枠組構築への試行—. ビジネス実務論集, 31, 37-45, 2013.
- 6) 渡辺修, 長尾ひろみ: 外国人と刑事手続—適正な通訳のために—. 初版, 成文堂, 東京, 16-28, 125-150, 1998.

(平成25年5月27日受理)

A Study on Emotional Labor among Judicial Interpreters

Mai SATO

(Accepted May 27, 2013)

Key words : emotional labor, judicial interpreter, business ethics, human relation, face-to-face relation

Correspondence to : Mai SATO

Department of Medical Secretarial Arts
Faculty of Health and Welfare Services Administration
Kawasaki University of Medical Welfare
Kurashiki, 701-0193, Japan
E-Mail : mai@mw.kawasaki-m.ac.jp
(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.23, No.1, 2013 129 – 136)